

保護者様

群馬県立二葉高等特別支援学校
校長 木村 一実

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思います。もし、これが下記の病気ですと、他の児童・生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。

しかし、学校で予防すべき感染症にかかっている間については、欠席の扱いとはなりません。

なお、病気が治って登校する場合は、裏面の医師の証明書をいただいて学校に提出してください。

出席停止期間

	学校等で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで ※新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」であり第1種の学校感染症となります。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれなくなるまで ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

注 ・上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。
・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症は、出席停止扱いにはなりません。

主治医様

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡してください。

証明書

群馬県立二葉高等特別支援学校長 様

年 組 氏 名

病 名 「 」

上記の者は 月 日より出席停止となっていましたが、他に感染のおそれがなく
なりましたので、 月 日から出席してよいと考えます。

備 考

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 印